

広島県告示第千七百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年十二月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和三年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野海田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
安芸郡海田町南明神町一八三九番一〇地先から 安芸郡海田町南つくも町一七三六番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	四一・二〇〇	四一・〇〇〇	
	五九七・二〇	五九七・二〇	
	拡幅		